

## 事件処理の決裁区分について

昭和61.12.15 調第408号

次席検事通知 捜査部各部長あて

大阪地方検察庁事務細則（昭和43年10月1日付け調第351号検事正訓令）第30条第2項（編注，大阪地方検察庁執務規程（平成13年3月30日付け訓令第1号）第38条第2項と読み替える。）の規程に基づき，当分の間，捜査部関係の事件処理の決裁区分を別表のとおり定め，昭和62年1月1日から実施することとされたので通知する。

（次行（廃止関係）省略）

別 表

部	番 号	決 裁 事 項	決 裁 区 分		
			検 事 正	次 席 検 事	部 長
各 部 共 通	1	特異又は重大な事件	○	○	○
	2	請訓又は報告を要する事件	○	○	○
	3	死刑又は無期刑の求刑を相当とする事件	○	○	○
	4	審判請求対象事件（好訴癖を有する者の告訴・告発に係る事件を除く。）	○	○	○
	5	証拠上・法律上重要な問題を含む事件	○	○	○
	6	検事正が指定した事件	○	○	○
	7	次席検事が検事正の決裁を必要と認めた事件	○	○	○
刑 交 事 通 部 部		所管部が担当する事件（各部共通欄の事件を除く。）			○
特 捜 部	1	特捜部が担当する事件（各部共通欄の事件を除く。）			○
	2	認知事件	○	○	○
公 安 部	1	公安労働事件（軽微な事件を除く。）	○	○	○
	2	軽微な公安労働事件及び労働者保護法令違反事件			○
備 考	1	部長が別に指定した事件は、副部長限りの決裁とする。			
	2	部長（又は副部長）限りの決裁事項についても、必要があると思料するときは、次席検事及び検事正の決裁を受けるものとする。			